

公益財団法人 電磁応用研究所 研究会規定

平成24年度第1回理事会（平成24年11月12日）審議議決

平成24年度第1回評議員会（平成24年11月12日）了承

字句修正加筆（平成24年6月11日）：※1 捕捉

（目的）

第1条 この規定は、公益財団法人電磁応用研究所（以下「研究所」という。）定款36条の規定に基づき設置される研究会、研究員及び会員の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研究会）

第2条 研究会は定款第4条の事業（以下「研究事業」という）を推進する当事者であって、研究会の当該テーマの事業計画の策定、成果報告書の作成をする。

2 研究会を代表するもの1名（研究会会長又は座長と称する）をおき、必要に応じて幹事、庶務、会計などを担当するものを置くことができる。

2 研究会は研究打合せ会、事業報告会、懇談会、研修会、などを開催、運営するものとする。

3 研究会は研究所が他の団体と共催又は共同で開催するフォーラム、シンポジウム、共同研究発表会の執行当事者になることができる。

4 研究会は当該研究事業の成果に関わる発表論文、特許などの知財に関する方針を立て、委員会の審議を経て、理事会で処置するものとする。

5 研究会の運営経費は研究会参加者の収める会費で支弁することを原則とするが、補助金収入又は賛助金収入で支弁する場合は、研究会はその獲得に必要な申請書および契約書を作成し、代表者（研究会会長、又は理事長）の決済を得るものとする。

6 研究会は当該年度の活動記録、会計報告書、および次年度の活動計画、を年度末に理事長に提出するものとする。

（研究員）

第3条 研究員とは、研究所と期限の定めのある雇用契約をして研究事業に従事する者（以後、専任研究員）、共同研究を行う組織に帰属する当該研究の担当者（以後、派遣研究員、又は兼担研究員）をいう。（※1 捕捉：派遣研究員とは日常的業務を当財団の施設で行う者、兼担研究員とは主たる研究業務の拠点を当該共同研究を行う組織に置く者）

2 研究員の職層を、プロジェクトリーダー（又は、主幹研究員）、主任研究員、研究員、研究補助員に区分する。

3 研究員は研究企画書、又は研究計画書を理事長に提出し、委員会の審議を経て、理事会において契約内容を決議する。

4 研究テーマおよび研究員の採用は委員会の審議を経て、理事会で決定する。

5 研究員は少なくとも一つの研究会の研究テーマの推進担当者となるものとする。

6 大学院在学中の者を研究員に採用するとき指導教員の推薦を必要とする。また、研究員であるものが大学院学生に入学を希望するとき研究所長の決済を必要とする。

7 前項の研究員は担当する研究事業のテーマを大学院学生として自分の学位論文のテーマにすることができる。その場合、当該大学院（学長又は指導教員）と研究所（理事長又は研究代表者）との間に所定の契約（研究指導と研究事業との関係を明記した共同研究契約など）を必要とする。

8 研究員が文部科学省の科学研究費（通称「科研費」という）などの競争的研究費の応募をする場合は理事長の決済を必要とする。

（研究員の研究費および給与）

第4条 専任研究員の研究費および給与の支給基準は日本学術振興会特別研究員制度に準ずるものとし、詳細基準は別に定める。

2 派遣研究員、兼担研究員の研究費および給与は研究事業計画に盛り込まれる契約内容に依存する。

（会員）

第5条 会員は研究会に登録して研究会の会議および行事に参加するものをいう

2 会員をパートナー、正会員、研究会会員、参加会員、に区分する。

（1） パートナー：この法人の事業に協力又は連携する事業を行う団体又は個人

（2） 正会員：所定の会費を納め研究会の運営を担当し、委員会に参加する者

（3） 研究会会員：研究会の構成員として登録した者

（4） 参加会員：研究会の行事に参加する者

3 定款第39条で規定する賛助員は申し出により正会員に登録することができる。

（事業の形態）

第6条 研究会の事業の形態は次に区分する。

（1） 自主事業：研究所の主体となって企画、運営する研究事業であって、次の二つに区分する。

① 賛助金、会費、寄付金および競争的研究資金などを当てる学術研究。

② 主として参加者の負担する参加会費で得る資金を当てる研修会、懇談会、など。

（2） 共同事業：パートナー会員と研究所が合同の研究会を組織して行う研究事業であって、次の二つに区分する。

① 広くパートナー会員を募り協議会に類似した形態をとる事業。

② 前条第7項の研究員が行う研究テーマを当該大学の研究室と共同で行う事業。

（3） 連携事業：パートナー会員の事業と研究事業とがそれぞれテーマを分担し、互いに協力関係を維持して行う事業。

この事業は（5）の受託事業と同じものを想定している。

（4） 共催事業：パートナー会員の主催する行事に共催者として研究所が協力する事業。

この事業は主として参加費で得る資金を当てる、シンポジウム、フォーラム、など。

（5） 受託事業：公的機関、民間の研究機関、および個人からの委託を受けて行う事業。

原則として成果は公開するものとするが、方法及び時期を契約書に明記する。

（6） 委託事業：第3条第7項の研究員が行う研究テーマを当該大学の研究室に委託する事業。

（改廃）

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規定は、平成24年11月12日より施行する

（公益財団法人設立の最初の理事会で議決）